

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 児童福祉法 |
| 根拠条項 | 第18条の10第1項 |
| 許認可等の種類 | 保育士試験指定試験機関の役員の選任の認可 |
| 法令の定め | 児童福祉法第18条の10第1項 児童福祉法施行規則第6条の19 |
| 審査基準 | 認可については、役員の略歴及び選任の理由などが審査項目であるため、あらかじめ具体的な審査基準を定めることが困難であり、設定していない。 |
| 標準処理期間 | 総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 () |
| 処分担当課 | 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (電話番号：011-204-5236) |
| 申請先 | 同上 |
| 問い合わせ先 | 同上 |
| 備考 | (公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html) |